

養父市で楽農生活をはじめませんか？

空き家に付属する農地の取得制度

はじめに

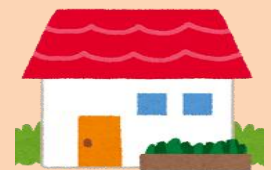
田舎への移住をきっかけに『新たに農業を始めたい』という声をよくお聞きしますが、新たに就農する場合には、一定以上の農地の取得が必要になるということをご存じですか？
たとえば、家庭菜園程度の小規模な農地を取得して農業を始めたいといっても、農地法の規制により小規模な面積(養父市では10a未満)では農地を取得することができません。
そこで、養父市では空き家と農地をセットで取得する場合には、この要件を緩和して新たに農地を取得しやすい環境を整備しています。

◇農地の下限面積の設定◇

養父市では、農地を取得する場合10アール以上耕作することが定められています(下限面積要件)が、養父市内に移住・定住して農業を始めたいという人が農地を取得しやすくするために、空き家に付属する農地をセットで購入する場合に限り、1アール(100㎡)から取得できるよう下限面積を設定しています。

◇農地取得の流れ◇

1. 購入の問い合わせ(養父市空き家バンク制度、その他不動産会社や個人売買によるもの)
2. 農地と空き家の購入決定
3. 農地の権利移転の許可手続き(3条申請) → 農地の取得決定(3条許可)
※原則、別荘などセカンドハウスとして購入できませんが、週1回程度通作することが認められる場合は可能です。
※空き家に付属する農地は、一部の購入でも可能です。また、農地の諸条件等を考慮し、農業委員会が必要と認めた場合は、1アール以下でも農地取得が可能です。
なお、農地だけの購入はできません。
4. 所有権移転登記手続き(法務局)



◇農地登録の流れ◇

1. 空き家物件に付帯する遊休農地を農業委員会に申請
2. 別段面積及び区域の指定申請
3. 農地を下限面積1アール区域に指定・告示 → 農地を1アール区域に登録

